

タスクフォースにおける主な論点（案）

1. 検討のスコープ（全体像）

○ インターネット上の海賊版サイトの対策においては、以下の検討を総合的に行い、関係者協力の下、インターネットにおける健全なコンテンツ利用環境の維持・発展のため必要とされる措置を実施していくことが求められる。

① 正規版流通の更なる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備

- ・ 産業界における取組状況（現状）。
- ・ 動画・静止画等のデジタル配信を更に進める際の課題は何か（権利処理の円滑化も含め現行法制下において取り組むべき課題はあるか）。
- ・ 上記課題を解決するために必要な官民での取組みは何か。（例えば、ブロックチェーン等新たな技術を活用したデジタル配信・権利管理の仕組みの構築は有効か。）

② 現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価

- ・ 複雑化するインターネット上の広告出稿の仕組みを前提とし、悪質な海賊版サイトへの広告出稿抑止について、より効果的な対応策はあるか。
- ・ 海賊版サイト運営者への侵害コンテンツの削除要請、刑事手続、検索結果表示抑制など、現行法令下で行っている権利者側の権利行使の手法に加えて、CDN 事業者等に対する差止請求など取り得る手段はあるか。既存の手法及び新たな手法の実効性を高めるために必要な制度的課題はあるか。
- ・ その他、現行法令下で取り得る有効な手段はあるか（フィルタリング（注1）や、ドメイン停止要請等は実効性のある手法か）。
- ・ 権利者等による普及広報・キャンペーンの実施。

③ 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方

- ・ 諸外国での対応策を踏まえつつ、我が国において、特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使の実効性を高めるために必要とされる制度整備はあるか。

（注1） ISP事業者が利用者との間の契約を行う際に、悪質なサイトに関するブロッキングの包括同意条項を入れる形（フィルタリング）で対応する手法。

2. 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備に係る論点

(1) 制度整備のあり方

- 諸外国で実施されている対応策のうち、オーストラリア、イギリス・フランス・ドイツ等EU諸国やタイ、韓国などアジア諸国で実施されているウェブサイトへのアクセス制限（以下、「ブロッキング」と言う。）は、一定程度の有効性がある手法か。（※ブロッキングの技術的検証を含む。）
- その他、米国で採用されているドメイン没収など、ブロッキングに変わり得る実効性ある手法は存在するか。

(2) ブロッキングに係る制度整備を行う場合の論点

(通信の秘密、表現の自由、検閲等との関係)

- ユーザーからのサイトのアクセスについて、「ユーザーの同意を得ることなく」ユーザーがアクセスしようとするウェブサイトのアドレス（URL）を検知し、そのアクセスを遮断するという行為が、①憲法第21条及び電気通信事業法第4条第1項に定める「通信の秘密」、②憲法第21条第1項の「表現の自由」（及びこれに伴う「知る権利」）、③憲法第21条第2項の「検閲」の禁止との関係で、問題を生じさせるか。

(他の法益侵害に対する検討要否)

- 法制度整備の検討は、著作権侵害に対象を限定するというだけで良いか（注2）。

（注2）例えば、児童ポルノの法制度整備については、児童ポルノ規制法の附則第3条において、「法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされているところ、併せて法制度整備を検討する必要はないか。他の重大な法益侵害（リベンジポルノ、名誉棄損等）について検討する必要はないか。

(著作権侵害に関する立法措置における論点)

- どの法令で立法措置を行うのが適切か。
- ブロッキングの請求にあたってどのような手続を求めるか。「通信の秘密」「表現の自由」との関係や濫用防止の観点から、どのような手続に基づく請求が適切か（司法手続又は行政手続等）。
- 請求を行うことができる著作権者等の範囲。
- 具体的にどのような要件を満たした場合に、著作権者等からの請求を認めるべきか。

- 対象とすべき「特に悪質な海賊版サイト」の範囲をどのように考えるべきか。
- 司法手続によるブロッキングを行う場合、効率的かつ効果的な訴訟手続としてどのような仕組みが考えられるか。

(3) その他の法制度に関する論点

- リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為に係る検討。
- 違法アップロードされた静止画のダウンロードを私的複製の対象外とすることについて。
- その他特に悪質な海賊版サイトに対する実効性ある法制度はあり得るか。

(以上)